



平成十六年度

# 行政事務説明会

各部落の代表者の方に出席いただき、町長をはじめ各担当課長が行政事務についての説明を行い、町の事業についての理解と協力をお願いしました。



## 総務課

一、一般災害の被害報告について  
風水害などで家屋等に被害を受けた場合は、被害者が直ちに役場に報告するよう周知をお願いします。  
所得税の雑損控除、建物更正共済等の証明が必要なとき、被害報告が出ていないと証明ができませんので、必ず報告されるようお願いいたします。

二、消防施設整備について  
防火水槽等消防施設の設置希望があれば、十一月までに申し込んでください。

三、参議院議員通常選挙について  
七月十一日投票予定日  
この度の選挙から期日前投票ができるようになります。期間は公示日の翌日から投票日の前日までです。  
四、町制五十周年記念及びび開町式典について  
十一月下旬から十二月上旬

毎月一回発行します。話題等ありましたらお知らせください。  
行政連絡  
月三回発行します。(基本的には七日、十七日、二十七日)  
行政懇談会  
町長を囲む座談会を開きます。希望があればお知らせください。  
三、観光事業について  
榊水高原フェスティバルを七月下旬に予定しております。  
地蔵尊祭、花火大会、盆おどり大会

## 企画課

一、交通安全運動について  
溝口警察署管内において、二週間で三件の交通事故死亡事故が発生しています。年四回の交通安全運動が展開されますが、期間中はもとより、日頃から交通安全にご協力ください。  
二、広報、広聴について  
町報発行

一、交通安全運動について  
溝口警察署管内において、二週間で三件の交通事故死亡事故が発生しています。年四回の交通安全運動が展開されますが、期間中はもとより、日頃から交通安全にご協力ください。

四、土地利用規制について  
国土利用計画法に基づく届出  
一団の土地が一万平方米メートル以上の売買は、届け出が必要です。  
鳥取県景観条例に基づく届出  
大山周辺の景観を守るため、広域農道より大山側と県道倉吉江府溝口線の南側三十メートルから岸本町界までの間で建物

を作る場合や土地の形状を変更する場合は、届け出が必要です。

二、MCT「鬼の里テレビ溝口」について  
情報の提供について  
CATVの自主放送は、身近なニュースを提供します。町内での様々な催し等取材しますので、小さなことでも結構ですから、情報提供にご協力をお願いします。

五、国際交流事業について  
人材育成事業の一環として、小学生サッカーチームの中国派遣を予定しています。

## 情報課

一、ケーブルテレビ施設整備事業について  
IT社会に即応した情報通信設備やテレビのデジタル化に対応するため、CATV伝送路の完全双方向化を図り、通信サービスの開始に向けた施設の整備をしています。

この整備に伴い、本年九月頃には、インターネットサービスの供用開始を予定しております。

なお、供用開始に向けて、後日、部落代表者を開催し、詳細説明及び加入取りまとめ等のお願いをしたいと考えておりますので、ご協力いただきたいと思います。

CA TVの自主放送は、身近なニュースを提供します。町内での様々な催し等取材しますので、小さなことでも結構ですから、情報提供にご協力をお願いします。

（情報課 TEL六三二〇九九  
FAX三九一九〇三〇）

新規加入世帯について  
加入申込書は役場窓口及び情報課にあります。その際には、加入金として、二万円徴収させていただきます。

加入の中止または廃止について  
中止または廃止を希望されま

す方は、脱退申請書を町に提出していただきます。その際には、申請と同時に無償で貸与しております音声告知放送器やホームターミナルを返却していただきますとともに、使用料が未納の場合は、その金額を納付していただきます。その他の手続について既に加入されている方に

三、鬼の館について  
鬼の館は四百人を収容できる多目的ホールです。各種サークル等の発表会にも利用できます。

(利用申込みは、情報課TEL六三二〇九九 FAX三九一九〇三〇)  
鬼の館のイベントについて  
町民の皆さまに生の文化に触れていただく機会を提供します。  
町民の皆さまのご来場をお待ちしております。

## 住民課

一、総合案内について  
住民課窓口は総合案内係を設置しています。お気軽にご利用ください。

二、人権・行政相談について  
人権・行政相談所を毎月二十五日に開設しておりますので、人権や行政に関する苦情、意見、要望などがありましたら、気軽に相談ください。  
相談は無料で秘密は守ります。(二十五日が休日の場合は翌日に順延します。)  
ところ 溝口町中央公民館

三、町税納期について

納期	税目別
四月	軽自動車税(全)
五月	固定資産税
六月	町県民税
七月	国民健康保険税
八月	町県民税
九月	国民健康保険税
十月	町県民税
十一月	国民健康保険税
十二月	固定資産税
一月	町県民税
一月	国民健康保険税
三月	固定資産税

四、報償金について  
納税組合報償金  
町税  
一〇〇%納付一〇〇分の四

九五%以上納付一〇〇分の二五  
国民健康保険税  
一〇〇%納付一〇〇分の三  
九五%以上納付一〇〇分の一五  
町県民税特別徴収分  
平成十五年度分に対し  
て一〇〇分の〇・五  
指定金融機関制度の導入  
にとまない、納税組合に加入したまま口座振替が利用できるように変更しました。  
この場合でも同額の報償金を納税組合に支払います。  
前納報奨金

期別	第2期分	第3期分	第4期分
町県民税	0.5	1.5	3.0
固定資産税	%	%	%
国民健康保険税	0.5	3.0	4.0

〔注〕 納期限を過ぎると前納報奨金は支払いできません。

五、町たばこ税について  
町内でたばこを買いますと、年間二、三〇〇万円程度の貴重な税収入が溝口町

に入ります。できる限り町内の小売店での購入をお願いします。

### 福祉保健課

- 一、敬老会・金婚式  
今年の「敬老会・金婚式」は、九月十七日(金)町民体育館で予定しています。「敬老会対象者」数え年七十五歳以上の方(昭和五年以前生まれ)「金婚式対象者」同居を始めてから五〇年を迎える夫婦(昭和三〇年結婚)

- 二、戦没者慰霊祭  
今年の「戦没者慰霊祭」は、九月三日(金)鬼の館で予定しています。

- 三、高齢者はり、きゆう、マッサージ施術費助成  
七十歳以上の方または六十五歳以上で身体障害者手帳一、二級をお持ちの方で、前年度の所得税非課税者に限りです。希望者は、福祉保健課で手続きをしてください。

### 四、介護保険制度「制度の概要」

- ・被保険者  
第一号被保険者(六十五歳以上)、第二号被保険者(四十~六十四歳)
- ・給付対象者  
介護が必要と認定された人
- ・保険料  
六十五歳以上の方は所得に応じて町が決定。基準額月四、〇〇〇円。老齢年金が月額一五、〇〇〇円以上の方は年金から天引きされます。

### 『介護保険料(年額)』

段階	保険料額	備考
第1段階	24,000円	基準額 × 0.50
第2段階	36,000円	基準額 × 0.70
第3段階	48,000円	基準額
第4段階	60,000円	基準額 × 1.25
第5段階	72,000円	基準額 × 1.50

### 五、日本赤十字社・社員募集について

今年度も日赤の社資を募集します。皆様のご協力により、目標額が達成できますようお願いいたします。

- ・一般社資  
一口 五〇〇円
- ・特別社資  
一口二、〇〇〇円

### 六、保育所

保育所では、生後三カ月(溝口保育所のみ)からの入所、時間外延長保育、年度中途の入所も扱っています。希望者は、各保育所または福祉保健課にご相談ください。

### 七、住民健康診査

町が行う各種集団検診(基本健康診査・各ガン検診)は、本人負担は無料で実施しています。自分自身の健康のためにぜひ受診してください。

また、医療機関で行う胃がん検診・レディース検診については、一割相当額の自己負担が必要です。

### 八、予防接種事業

個別接種  
日本脳炎、三種混合、風しん、麻しん、二種混合、六十五歳以上のインフルエンザ予防接種を実施しています。

集団接種  
急性灰白髄炎(ポリオ)、ツベルクリン反応、BCG

### 九、母子保健事業

心身ともに健やかな子を生み育てるために、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、一・六歳児、二歳児、三歳児、五歳児健康診査、乳幼児歯科健康診査、フッ素塗布、耳鼻科、眼科健康診査等各種の健康診査を実施しています。

### 十、健康カレンダー

今年度実施する各種保健事業は、すでに全戸配布して頂いている「健康カレンダー」に記載しています。ご活用ください。

今年度実施する各種保健事業は、すでに全戸配布して頂いている「健康カレンダー」に記載しています。ご活用ください。

### 十一、シルバー人材センター

各種作業等を行いますので、事務所まで問い合わせてください。  
(事務所：二部コミュニティプラザ TEL六三三〇四九五)

### 生活環境課

一、水道事業について  
普通定額制水道の維持管理について  
水源池、配水池周辺の衛生的な環境維持をお願いします。

給水装置の管理について  
漏水がないか、器具等に故障がないかなど、善良な維持管理に務めてください。  
消火栓の管理について  
目的外に使用しないでください、また凍結防止対策にご協力ください。  
簡易水道事業の実施について  
二部地区簡易水道再編推進事業に取り組んでおります。本年度は、間地、畑池地内の管路工事と配水池の新設を行う計画です。

### 間伐事業

十六年生以上の杉、檜松の間伐を十アール以上実施された方に、補助金がでます。又、搬出に対する助成制度があります。  
詳しくは森林組合  
TEL三九一九一二〇にお問い合わせてください。  
○緑の募金による緑化事業  
緑の募金のご協力をお願いします。  
緑化事業を実施される部落、団体等に交付金がでます。

### 下水道の加入促進について

すでに供用を開始した溝口、旭、金岩地区については、引き続き加入促進にご協力をお願いします。

### 三、ごみ処理について

ゴミの減量化について  
コンポストの購入に八割を助成します。受付は随時行っております。資源ごみ等の分別協力について  
分別によるごみ収集をしていただくことは、不燃ごみ、可燃ごみの減少になります。資源ごみの分別収集にご協力ください。

### 産業課

一、農業委員会について  
農地の売買、転用、貸借を予定される方は、許認可申請をしてください。  
許認可申請書の受付締切日は、毎月末日です。  
本会議 毎月十日頃

### 二、生産調整について

米の作付け上限面積及び生産上限数量を配分  
作付け上限面積  
三六九・八九ヘクタール  
生産上限数量  
一、九〇五・四〇七トン

### 三、中山間地域等直接支払制度について

平成十二年度から始まった制度で、農振農用地内の一定の要件を満たす農地を

### 五、林業事業について

松くい虫防除事業  
空中散布防除  
六月上旬から二回の散布を行います。  
ガンノズル駆除  
九月中旬  
地上伐倒駆除  
十月~十二月

### 六、獣害防止事業

○猪による農作物の被害防止に対応する助成事業  
共同施設設置 六分の五  
個人施設設置 三分の二  
を(予算の範囲内)助成します。  
○今年度から小型の捕獲柵が設置できます。  
設置場所の移動もできますのでご利用ください。希望される集落は産業課まで連絡してください。

二、下水道事業について  
合併処理浄化槽設置事業について  
平成十五年度において、添谷、福居、富江地区で順次整備を行いました。(計二十九基)  
今年度は白水、添谷地区を中心に整備を促進します。(計二十五基)  
合併浄化槽整備の希望がありましたら、取りまとめのうえ報告してください。

二、下水道事業について  
合併処理浄化槽設置事業について  
平成十五年度において、添谷、福居、富江地区で順次整備を行いました。(計二十九基)  
今年度は白水、添谷地区を中心に整備を促進します。(計二十五基)  
合併浄化槽整備の希望がありましたら、取りまとめのうえ報告してください。

七、森林整備地域活動支援交付金制度について  
平成十四年度から始まった制度で、森林施策計画の対象となつている森林で、一団地三十ヘクタール以上を森林所有者全員で定められた活動をした場合に交付金が支払われます。

なお、前年度に締結した協定の内容に変更があつた場合は、事前に報告してください。新規に協定を締結する場合は、早急に連絡してください。

八、農業集落排水事業について  
二部地区  
供用開始：平成十六年七月上旬（二部、畑池の一部、船越、福吉、福島、三部一区、三部二区）

管路工事：畑池～二部間地  
工事期間中の通行規制にご協力ください。

九、溝口町総合交流ターミナルの整備について  
溝口町第四次総合計画の

基本理念「人と自然が協奏する交流のまちみぞくち」のまちづくり施策の一環として、人・もの・情報等多様な交流が生まれる拠点施設を整備し、農業や観光等の地域産業が連携してモノやサービスを提供することにより、新たな地域産業の創造と雇用の創出を図るものです。

施設の内容：農産物直売所、食堂、加工コーナー、駐車場、トイレ等  
施設の位置：溝口インターチェンジ附近  
完成予定：平成十六年十一月（予定）

### 土木課

一、土木事業について  
国、県の厳しい財政事情により事業費の確保が厳しい状況にあります。道路、河川、砂防事業等を各種計画しておりますので地元のご協力をお願いします。

二、除雪事業について  
部落内で除雪をされる場

合に、その経費の一部について補助金を交付しますので、希望の部落は申し込んでください。

三、宅地分譲について  
定住人口の増加を図るため、荘地内に「清水の里団地」を造成し、分譲を開始しております。お知り合いの方等に宣伝をお願いします。

四、里道、水路の町移管について  
地方分権推進計画に基づいて、いわゆる赤線、青線を国から町に譲り受けます。平成十六年度は、最終年度であり、金屋谷、岩立、日光地区を計画しております。

### 教育委員会

一、成人式について  
\*八月十五日（日）に実施を計画しています。  
今年の該当者は、昭和五十九年四月二日～昭和六十年四月一日生まれの方です。  
（本町出身の転出者も

対象とします。）  
（ 願います。）

二、町民運動会及び町民球技大会について  
\*町民運動会の開催方法は、各地区での開催を予定しています。

詳細は、各地区の実行委員会で決定をします。  
\*町民球技大会の開催を予定しています。  
バレーボール  
五月二十三日（日）  
野球、庭球  
七月十八日（日）  
卓球、バドミントン  
十一月七日（日）

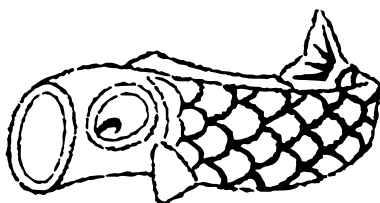
三、明るいまちづくり懇談会について  
\*全集落で開催していただきますようお願いいたします。

四、青少年の健全育成について  
\*あいさつ運動など、地域ぐるみで青少年を見守り、育てる取組をお願いします。

\*青少年に有害な図書等の自動販売機を設置させない運動への協力をお願いします。

五、溝口町文化振興会について  
\*会報の発行や文化講演会、ふるりの文化展を開催する予定です。

各種事業の要望について  
各種事業について事業計画（要望）がある場合は、その都度、「平成十七年度建設事業要望書」により要望してください。  
また、農地、農道、水路等に災害が発生した場合は、速やかにその旨を報告してください。



春の行政相談週間（五月十七日～二十三日）

# 気軽に利用できる行政相談

国の仕事やその手続き、サービスなどについて、「こうしてほしい」「困っている」「分からない」ことなどはありませんか。総務省では、全国に行政相談のための窓口を設置し、国民からの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政運営の改善などを図っています。行政相談の窓口には寄せられたさまざまな声が、わたしたちの暮らしの中で生かされています。

「行政相談」ってなんですか？

国の仕事やその手続き、サービスなど、国の行政全般について、国民の苦情や意見・要望を受け付ける「行政相談」。総務省では、受け付けた相談に対して、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、国民の声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

どこに相談すればいいの？

行政相談は、都道府県庁所在地に設置している管区行政評価局・行政評価事務所の窓口のほか、電話や手紙、FAX、インターネットなどでも受け付けています。相談は無料で、相談者の秘密は固く守られます。

行政苦情 110番  
管区行政評価局・行政評価事務所では、電話で相談を受け付ける「行政苦情 110番」を設置しています。

この「行政苦情 110番」の番号が平成十六年四月一日から、全国共通の「0570 090110」になりました。全国どこからかけても、発信した地域にある管区行政評価局・行政評価事務所の相談室につながります。

手紙

全国の普通郵便局などに相談専用紙・封筒を用意しています。専用封筒に相談内容などを記載し、専用封筒に入れて投函してください（切手代は相

談される方の負担になります）。

インターネット

国の行政に対する意見や苦情をインターネットでも受け付けています。

[http://www.soumu.go.jp/hyouka/mail\\_uketuke.htm](http://www.soumu.go.jp/hyouka/mail_uketuke.htm)

行政相談委員

国民の身近な相談相手として、全国で約五千人の行政相談委員が活躍しています。行政相談委員は、社会的な信頼があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する人の中から総務大臣が委嘱します。

地域住民の身近な相談相手として、

行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っています。行政相談委員は、自毛のほか、市役所・町村役場、公民館などで相談所を開設しています。

溝口町では、毎月二十五日に溝口町中央公民館で、相談所を開設しています。



行政相談シンボルマーク

（二十五日が休日の場合は、翌日に顺延します。）

どのように改善されているの？

相談窓口寄せられた声は、暮らしのさまざまな場面で生かされています。相談窓口寄せられた相談により解決・改善されたものには、次のような事例があります。

「歩道が設置されていない国道は、交通量が多く歩行者などが危険なので歩道を新設してほしい」という相談について、国道維持出張所に検討を依頼した結果、歩道が設置されました。

「職業安定所では、給付金等に関する申請書類が多数配布されるが、弱視の私には、こうした書類も利用しづらいので、書類を点字化して欲しい」という相談に対し、「雇用保険の失業給付（受給者のしおり）」の点字版作成費が予算化され、県内の全職業安定所に交付されました。

### 交通ルールを守って、安全運転で ＝春の全国交通安全運動＝

四月六日、溝口警察署管内の溝口・岸本・江府町が合同で、街頭啓発広報を岸本町大庭で行いました。

溝口町からは、老人クラブ、交通安全母の会などが参加し、国道一八一号を通行する車にチラシを配り、事故防止を呼びかけました。

溝口警察署管内では四月下旬から五月上旬にかけて三件の死亡事故が発生しています。

運転者は、シートベルト・チャイルドシートの着用、夕暮れ時には前照灯を早めに点灯するように、また、歩行者の方は、反射材の着用をお願いします。

交通事故には十分注意しましょう。



交通ルールを守ってください



「大きくなってね」と願いを込めて

### 大きくなーれ、大きくなーれ ＝稚鮎の放流＝

4月30日、鬼守橋下付近の日野川で、日野川水系漁業協同組合による稚鮎の放流が行われました。

この日は、二部保育所、日光保育所の園児も参加し、バケツに入れてもらった鮎を、「大きくなってね」と声をかけながら日野川へ放流しました。

日野川水系漁業協同組合では、今シーズン全体で2百万匹の放流を予定しており、この日放流されたのは、全部で1万5千匹。昨シーズンは冷水病とみられる症状がまん延し不漁だったため、例年より10日ほど遅い放流となりました。

鮎漁解禁となる6月1日には、大きく育った鮎がたくさん泳いでいると思います。

### 無事故・無違反を目指して ＝高齢者交通安全コンクール＝

4月15日、岸本町農村環境改善センターで、溝口警察署管内の溝口・岸本・江府町の老人クラブ会員が集まり、第7回高齢者交通安全コンクール開始式が行われました。

このコンクールは、高齢者が関係する事故が年々増加傾向にあるため、高齢者自らが安全意識を高揚し、悲惨な事故が起こらないようにするため、9月30日までの169日間、無事故無違反を各参加チームで競うものです。

今年も無事故無違反を目指してがんばりましょう。



無事故無違反を目指して、がんばろう!!



### 美しい大山を守ろう!!

＝春の大山一斉清掃＝

四月十八日、春の大山一斉清掃が榎水高原周辺で行われました。この日は、子供から大人までおよそ百人が参加し、ゴミ袋を手に道路周辺を歩きながらゴミを拾い集めました。

ごみは、空き缶や空き瓶など小さなものから、古タイヤやテレビ、ゲーム機など大きなものまで捨ててありました。昨年の一斉清掃の時よりも、

ゴミは少量になってきているように感じましたが、家庭ゴミとして捨てにくいものが目立ってきているように感じました。

この活動は、一年間に二回、春と秋に行われますが、ゴミのない美しい大山を残していくために、自分のごみは持ち帰るようにしましょう。



快晴の中、美しい大山を守ろう

### 今年も元氣よく活動を ＝高齢者教室開講式＝

＝高齢者教室開講式＝

溝口町高齢者教室の開講式が、四月二十八日、鬼の館ホールで開かれました。

高齢化社会を迎えた近年、高齢者の健康づくり、生きがいづくりのために行われているこの教室には、貴寿美学園（溝口地区）、たたら学園（二部地区）、日光学園（日光地区）の三つの学園があり、大正琴やダンス、歌など様々な教室が開かれていて、町内のお年寄りおよそ三百人が参加しています。

開講式では、学園生全員で町民歌「わが町溝口」を斉唱し、学園生を代表して多々良学園の住田泰さんが「人間にも賞味期限があると思います。目標を持って、挑戦することによって個人の賞味期限が延びていくと思います。この高齢者教室を通して、皆さんと協力して個人の賞味期限を延ばしていきたいと思います。」と誓いの言葉を述べました。



今年も一年間、がんばって活動します。

ハローワーク根雨求人情報 [5月分]

5月分の求人情報は、つぎのとおりです。

Table with 6 columns: 求人事業所名, 所在地, 職種, 年齢, 賃金, 就業時間. Rows include 片平自動車工業(有), 社会福祉法人溝口町社会福祉協議会, (有)藤原建築工務店, (有)藤原建築工務店.

ここに掲載された求人情報の問い合わせは次のとおりです。米子公共職業安定所根雨出張所 住所 日野町根雨349-1 電話 0859-72-0065

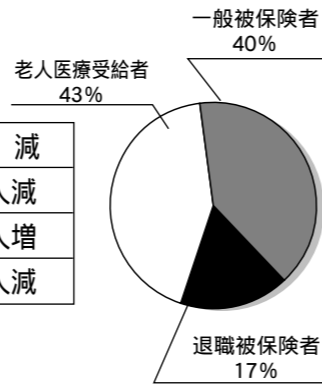
国保データ

(これは、溝口町国民健康保険に関するデータです。)

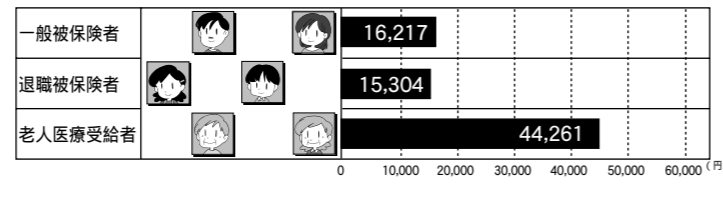
2月末被保険者の状況

世帯数 996世帯 被保険者数 2,056人

Table with 3 columns: 被保険者数, 増減. Rows: 一般被保険者 (824人, 4人減), 退職被保険者 (350人, 2人増), 老人医療受給者 (882人, 2人減).



2月分の一人当たり診療費



国民年金からのお知らせ

国民年金に加入しなければならない人は?

第1号被保険者

自営業や農業などの人とその配偶者及び学生、アルバイト、無職の人など。



第2号被保険者

会社員や公務員など厚生年金や共済組合等に参加している人。



第3号被保険者

厚生年金や共済組合等に参加している夫(妻)に扶養されている妻(夫)。



加入手続きはどこですか?

市区町村国民年金担当窓口で行います。



加入手続きは、勤務先で行います。厚生年金や共済組合等に参加すると同時に国民年金にも加入することになります。

第2号被保険者の勤務先が加入手続きをします。



加入するグループが変わった時は、どこへ届出をするの?

第1号被保険者

から

第2号被保険者)に変わったら 勤務先へ届出 就職して厚生年金や共済組合等に参加したとき。



第3号被保険者)に変わったら 夫(妻)の勤務先へ届出 結婚や減収で、厚生年金や共済組合等に参加している夫(妻)に扶養されるようになったとき。

第2号被保険者

から

第1号被保険者)に変わったら 市区町村の国民年金担当窓口へ 退職して厚生年金や共済組合等の加入をやめたとき。

第3号被保険者)に変わったら 夫(妻)の勤務先へ届出 退職、結婚で厚生年金や共済組合等に参加している夫(妻)に扶養されるようになったとき。



第3号被保険者

から

第1号被保険者)に変わったら 市区町村の国民年金担当窓口へ 夫(妻)が退職して、厚生年金や共済組合等の加入をやめたとき。増収や離婚などで、厚生年金や共済組合等に参加している夫(妻)の扶養からはずされたとき。

第2号被保険者)に変わったら 勤務先へ届出 就職して厚生年金や共済組合等に参加するようになったとき。 第3号被保険者)のままで下記の場合は 夫(妻)の勤務先へ届出 厚生年金、共済組合等に参加の夫(妻)が転職などで加入する年金制度が変わったとき。

人権読本「人権の詩」より

差別は、差別されている者への「同情」で解消するものではありません。同情は、差別されている側と同じ気持ちになったつもりで、思いやり、いたわることです。「実際、同情程愛情から遠いものはありませんからな」(北条民雄。いのちの初夜)による)の一文を味わってください。

あの青空もチューリップも あのとときの悲しみも いまはもう遠いむかしのこと

あなたのぬくもりが もう少しだけ広がってわってくれていたら わたしの淋しさは消えていたでしょう

あなたの気くばりが もう少しだけ広がりがあつたら わたしのみたチューリップは みずみずしかったでしょう

あなたのやさしさが もう少しだけ深かったら わたしのみた青空は まぶしかったでしょう

同情はいらない 思い出してください こんのとしひこ

じんけんの詩

短歌

溝口文芸

溝口町短歌同好会(順不同)

旅立ちを深夜のラジオ歌ひめて「仰げば尊し」に涙こぼるる 森田 律子
みかんの木囲ひしわらを取りたれど三月に入り雪の積りぬ 英賀ミツエ
窓あけて野良猫と話す夫の声厨に聞きつつ昼餉の支度す 南波 和栄
目覚むればえも云ひがたき春めきを目の弱き我は五体へ感ず 江沢 正子
間食は控へ目と思へども年の変りてニク増したり 高橋 恭子
個展にて女の人形は異国人多彩なる絵に時を忘るる 西賀 俊夫
カーテンを引く朝毎に花芽増す雪柳には淡雪つもる 中川 郁子
雪降りて物音のなくこの朝親子六人食卓かこむ 大松 稔明
半世紀とだえてあたる閨講村人集ふ交流会館に 安藤美知代
枯れたりと思ひてあたるおきな草ピロッド色の蕾をかかく 柴田 勝美
娘のくれしシクラメンの鉢夜の冷えに枯らし てしまひ捨てがたくをり 安達東公子
若き日の夫の面影うかびくる「兀兀会」と云ひていでたり 梅林 文枝

川柳

溝口町川柳同好会(順不同)

さすらいの心の窓を叩く音 毎田 信翁
春めていて心の中も音たてる 住田公美枝
住宅街となりの音が気にかかる 藤山 弘子
騒音をさけて息抜く湯に浸る 小西 鈴枝
波の音静かな宿の夢さそう 酒井千代美
中東の果てで地球の軋む音 奥田 豊枝
種まきを終えて芽吹き雨の音 白川 久子
心地よい音が心の錆おとす 小飼 和代
嫌な事あつてチャイムを怖く聞く 橋谷 静江
吊橋の軋んだ音に気が迷い 山本 正光
地球裂く音を聞かせるテロリスト 小西 雄々

俳句

溝口町俳句同好会(順不同)

早蕨のひと握りほど日曜日 下村 道也
季節風あらぶるなや楓の芽 足羽喜代子
ほきほきと穂の芽折つて子に持たす 光木 正之
県境を越えて鳥根路遅桜 亀山八才子